

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第一条関係）		別表第一	
機 関	職	機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 共通 業務担当監 課長代理 秘書 係長 庶務係長	議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 共通 業務担当監 課長代理 秘書 担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議 官 都市建築技術審議官 危 機管理監 部長 総括官 審 理監 課長 担当課長 大学 教育振興担当課長 ため池・ 農地防災担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センタ ー長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機 管理監 部長 情報戦略総括 監 課長 担当課長 滅災対 策推進担当課長 大学教育振 興担当課長 子供未来戦略担 当課長 地域支え合い担当課 長 ため池・農地防災担当課 長 土砂法指定推進担当課長 政策監 健康指導監 防災 航空センター長 東部産業支 援担当次長 企業誘致担当次 長 担当監 参事 経営企画 監 主幹 主査 主任 主事
(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員 会事務局	教育次長 理事 参与 部長 総括官 課長 センター長 個別最適な学び担当課長 人事管理監 職員管理監 社 会教育監 教育指導監 校務 指導監 経営企画監 教育支 援推進監 県立学校改革推進 監 情報化推進監 個別最適 な学び推進監 人材育成推進 監 課長代理 副センター長 主幹 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事 係長 小中学校人事係長 採 用定数係長 行政係長 給与	教育委員 会事務局	教育次長 理事 参与 部長 乳幼児教育・教育支援部長 課長 センター長 個別最 適な学び担当課長 人事管理 監 職員管理監 社会教育監 監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 教育支援推進監 学びの変革推進監 県立学 校改革推進監 課長代理 副 センター長 主幹 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県 立学校人事係長 小中学校人 事係長 採用研修係長 行政 係長 給与第一係長 給与第

	第一係長 給与第二係長 文化財保護係長 学校財務係長 振興係長 管理係長 主査 管理主事 総務係(人事又は服務を担当するものに限る。)、法務係、秘書係、教職員課(企画調整係を除く。)又は学校経営支援推進班学校働き方改革推進担当の主任及び主事
(略)	(略)
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹 主査 主任
監査委員事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査統括監 監査管理監 参事
(略)	(略)

備考

1～6 (略)

7 教育委員会事務局の項中「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号) 附則第四項に定める室長を含むものとし、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課(人事を担当するものに限る。)に置かれるものをいい、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課(総務係(人事又は服務を担当するものに限る。)、法務係及び秘書係に限る。)、教職員課(企画調整係を除く。)及び学校経営戦略推進課(学校経営支援推進班学校働き方改革推進担当に限る。)に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。

8 (略)

9 人事委員会事務局の項中「主幹」、「主査」及び「主任」とは、主幹、主査及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものをいう。

◎ 13 (略)

別表第二(第一条関係)

機関	職
(略)	(略)
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助第一課長 相談援助第二課長

	二係長 文化財保護係長 学校財務係長 教職員定数係長 振興係長 管理係長 主査 管理主事 総務係(人事又は服務を担当するものに限る。)、法務係、秘書係、教職員課(企画調整係を除く。)又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の主任及び主事
(略)	(略)
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹 主査 事業調整員 主任
監査委員事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査統括監 監査管理監 参事
(略)	(略)

備考

1～6 (略)

7 教育委員会事務局の項中「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号) 附則第四項に定める室長を含むものとし、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課(人事を担当するものに限る。)に置かれるものをいい、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課(総務係(人事又は服務を担当するものに限る。)、法務係及び秘書係に限る。)、教職員課(企画調整係を除く。)、学校経営支援課(教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善担当に限る。)及び学びの革新推進課(人事を担当するものに限る。)に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。

8 (略)

9 人事委員会事務局の項中「主幹」、「主査」、「事業調整員」及び「主任」とは、主幹、主査、事業調整員及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものをいう。

◎ 13 (略)

別表第二

機関	職
(略)	(略)
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長

(略)	大阪事務 所	(略)	(略)	(略)	大阪情報 センター	(略)	(略)
(略)	備考 こども家庭センターの項中「相談援助 第一課長」及び「相談援助第二課長」とは、 「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課 長」のうち、西部こども家庭センター及び 東部こども家庭センターに置かれるものを いう。	(略)	(略)	(略)	備考 こども家庭センターの項中「相談援助 課長」とは、相談援助課長のうち、西部こ ども家庭センター及び東部こども家庭セン ターに置かれるものをいう。	(略)	(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。